処分通知等のデジタル化に係る「正会員の外務員等の処分に係る手続に 関する規則 | 等の一部改正 (案) に関するパブリックコメントの募集について

> 2025 年 10 月 24 日 一般社団法人 日本 STO 協会

1. 改正の趣旨

本協会が行う外務員等処分には、国からの委任を受けて行う行政処分と自主規制機関独自で行う自主規制処分がある。これらの処分にあたっては、行政手続法、金融商品取引法及び「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」に定めるところにより、聴聞又は弁明に関する通知等を行い、処分が決定した場合は処分対象者等に対して処分の通知を行っているが、これらの通知等については、当該法令規則において書面で行うことが規定されていることから、書面を郵送する方法により、通知等を行うこととしているところである。

一方、国や地方自治体が行う行政処分については、処分通知等の文書発出をオンラインで行うことが可能となるよう検討が進められ、令和5年3月31日には、デジタル庁が「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」を公表し、処分通知等のデジタル化を推進しているところである。

このような状況を踏まえ、今般、本協会が行う外務員等処分に関する処分通知等のデジタル化を図るため、「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」、「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」及び「処分等に関する規則」の一部を改正することとする。

Ⅱ 改正の骨子

- 1.「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正【P3、P8】
- (1) 処分通知等については、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨の規定を追加する。(第25条)
- (2) その他所要の整備を図る。
- 2.「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正 【P13、P15】

通知等については、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨の規定を追加する。(第37条)

3.「処分等に関する規則」の一部改正

[P21]

(1) 「文書」について、他の規則との平仄を合わせ「書面」とする。 (第7条)

(2) 書面等による通知については、本協会が別に定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる旨の規定を追加する。 (第13条)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、パブリックコメント募集終了後の理事会において施行日を決定する予定であるが、特段意見等が無い場合は 2025 年 12 月 1 日から施行し、同日以降に行う処分通知等について適用する。

パブリックコメントの募集スケジュール等

- (1) 募集期間及び提出方法
 - ① 募集期間: 2025年10月24日(金)から2025年11月21日(金)17:00まで(必着)
 - ② 提出方法:郵便又は専用フォームにより下記までお寄せください。 郵便の場合:〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目1 番8号 麹町市原ビル8階

一般社団法人日本 STO 協会 自主規制企画・業務部 宛

専用フォームの場合: https://forms.cloud.microsoft/r/v95kteN3vs

(2) 意見の記入要領

件名を「処分通知等のデジタル化に関する『正会員の外務員等の処分に係る手続に 関する規則』等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見を 御提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)
- ③ 会社名(法人又は団体として御意見を提出される場合、その名称を御記入ください。)
- ④ 意見の該当箇所
- ⑤ 意見
- 6) 理由
- 本件に関するお問い合わせ先:
- 一般社団法人 日本 STO 協会

自主規制企画・業務部(TEL 03-6665-6800)

以上

2 0 2 5 年 10 月 24 日 (下線部分変更)

改正案

第2章 行政処分 第1節 聴聞の通知等 第2款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の 通知等)

- 第4条 本協会は、金融商品仲介業者の外 務員に係る行政処分をしようとするとき は、行政手続法に定める聴聞を行う。
- 2 本協会は、前項の聴聞を行おうとする ときは、所属正会員を通じて当該外務員 に係る外務員登録を受けている金融商品 仲介業者に前条第1項各号に掲げる事項 を通知する
- 3 (現行どおり)

- 4 前 2 項の規定は、第 25 条の規定に基づき、本協会が金融商品仲介業者に直接 通知を行う場合は適用しない。
- 5 本協会は、<u>第2項</u>に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(<u>第3項</u>に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。

現 行

第2章 行政処分 第1節 聴聞の通知等 第2款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る聴聞の 通知等)

第4条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分をしようとするときは、所属正会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に前条第1項各号に掲げる事項を通知し、行政手続法に定める聴聞を行う。

(新設)

2 前項の所属正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。

(新設)

3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。

改正案

6 前3項及び前項の規定は、第21項の 通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住 所、居所が知れない場合その他のやむを得 ない理由がある場合は適用しない。

第2節 処分通知等 第2款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る行 政処分の通知等)

第6条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

- 3 前2項の規定は、第25条の規定に基 づき、本協会が金融商品仲介業者に直接 通知を行う場合は適用しない。
- 4 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(第2項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。
- 5 前2項及び前項の規定は、第1項の通知に係る金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が知れない場合その他のやむを得ない理由がある場合は適用しない。

6 (現行どおり)

現 行

4 前2項の規定は、第1項の通知に係る 金融商品仲介業者の外務員の住所、居所が 知れない場合その他のやむを得ない理由が ある場合は適用しない。

第2節 処分通知等 第2款 金融商品仲介業者の外務員

(金融商品仲介業者の外務員に係る行 政処分の通知等)

- 第6条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員に係る行政処分を行ったときは、遅滞なく、行政処分の内容及びその理由を書面により所属正会員を通じて当該外務員に係る外務員登録を受けている金融商品仲介業者に通知する。
- 2 前項の所属正会員は、金融商品仲介業者に対し前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。

(新設)

- 3 本協会は、第1項に規定する通知を行う場合、当該通知に係る金融商品仲介業者の外務員(前項に規定する金融商品仲介業者の外務員を除く。)に対しても、同様の通知を行う。
- 4 前2項の規定は、第1項の通知に係る 金融商品仲介業者の外務員の住所、居所 が知れない場合その他のやむを得ない理 由がある場合は適用しない。
- 5 本協会は、第1項の通知を行ったとき

第3章 自主規制処分 第2節 処分通知等 第2款 金融商品仲介業者の外務員の 職務禁止措置

(金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置の通知等)

第24条 本協会は、金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置を行うことを決定した場合又は行わないことを決定した場合は、遅滞なく、書面によりその旨を金融商品仲介業者の外務員等に係る提出正会員に通知する。金融商品仲介業者の外務員等に係る金融商品仲介業者の外務員等が退職その他の理由により他の正会員に所属しているとき、又は他の正会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者に所属している若しくは個人金融商品仲介業者となっているときは、当該他の正会員に対しても、同様の通知を行う。

2 前項の提出正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を<u>伝達するとともに、金融商品仲介業者から、当該外務員等(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に対して、前項の通知の内容を速やかに伝達するように指導しなければならない。</u>

3・4 (現行どおり)

は、当該通知先の金融商品仲介業者の全て の所属正会員に周知する。

第3章 自主規制処分第2節 処分通知等第2款 金融商品仲介業者の外務員の職務禁止措置

(金融商品仲介業者の外務員の職務禁 止措置の通知等)

第24条 本協会は、金融商品仲介業者の 外務員の職務禁止措置を行うことを決定 した場合又は行わないことを決定した場 合は、遅滞なく、書面によりその旨を金 融商品仲介業者の外務員等に係る提出正 会員を通じて金融商品仲介業者に通知す る。金融商品仲介業者の外務員の職務禁 止措置を行うことを決定した場合におい て、当該通知に係る金融商品仲介業者の 外務員等が退職その他の理由により他の 正会員に所属しているとき、又は他の正 会員を所属金融商品取引業者等とする金 融商品仲介業者に所属している若しくは 個人金融商品仲介業者となっているとき は、当該他の正会員に対しても、同様の 通知を行う。

2 前項の提出正会員は、金融商品仲介業者に対し、前項の通知の内容を金融商品仲介業者の外務員等(当該金融商品仲介業者に所属している者に限る。)に速やかに伝達するように指導しなければならない。

3 · 4 (省略)

改正案

5 本協会は、第1項の通知を行ったときは、<u>当該通知に係る外務員等が所属する金</u>融商品仲介業者の全ての所属正会員に周知する。

6・7 (現行どおり)

第4章 雑則

(電子情報処理組織による通知等)

第25条 この規則において本協会(弁明 の主宰者を含む。) 又は当事者等が書面 により行うことが規定されているもの並 びに行政処分における聴聞又は処分に関 する届出、申請その他の法令の規定に基 づき本協会(聴聞の主宰者を含む。)に 対して行われる通知及び法令の規定に基 づき本協会(聴聞の主宰者を含む。)が 行う通知のうち書面により行うことが規 定されているもの(以下この条において 「通知等」という。)については、当該 規定にかかわらず、情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する法律、情報通 信技術を活用した行政の推進等に関する 法律施行令その他関連法令に基づき本協 会が別に定めるところにより、電子情報 処理組織(本協会の使用に係る電子計算 機と本協会との間で通知等を授受する者 の使用に係る電子計算機とを電気通信回 線で接続した電子情報処理組織をいう。 以下同じ。)を使用する方法により行う ことができる。

現 行

5 本協会は、第1項の通知を行ったとき は、<u>当該通知先の</u>金融商品仲介業者の全 ての所属正会員に周知する。

6 · 7 (省略)

第4章 雑則

(新設)

改正案	現 行
2 前項の規定に基づき電子情報処理組織	(新設)
を使用する方法により行われた通知等に	(1/1 10.4)
ついては、書面により行われたものとみ	
なして、この規則又は当該通知等に関す	
る本協会の自主規制規則の規定を適用す	
る。	
③。 3 第1項の規定に基づき電子情報処理組	(新設)
3 第1項の規定に基づる電子情報処理組 織を使用する方法により行われた通知等	(村 武)
-	
は、当該通知等を受ける者の使用に係る	
電子計算機に備えられたファイルへの記	
録がされた時に当該通知等を受ける者に	
到達したものとみなす。	
(# -)	(# ->
(費用)	(費用)
第 26 条 (現行どおり)	第25条 第3章第1節に規定する弁明
	の手続の費用は、次の各号に掲げるも
	のを除くほか、当事者等の負担とす
	る。
	1~3 (省略)
付 則	
この改正は、2025 年 xx 月 xx 日から	
施行し、同日以降に行う通知等につい	
て適用する。	

「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」第25条第1項に規定する「本協会が別に定める」の内容について(案)

2025年XX月XX日制定

「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分手続規則」という。) 第25条第1項に基づき、外務員等(処分手続規則第2条第1号、第2号、第4号、第5 号及び第6号に規定する者をいう。以下同じ。)の処分に関する通知等を電子情報処理組 織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

- I. 電子情報処理組織による通知等の対象 電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。
 - 1. 本協会(聴聞・弁明の主宰者を含む。以下同じ。)から正会員、金融商品仲介業者 又は外務員等宛てに行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等	
【聴聞に関する通知等】			
1	聴聞通知書	行政手続法第 15 条第 1 項	
		処分手続規則第3条第1項、第4条第1項	
2	聴聞期日変更通知書	内閣府聴聞手続規則第3条第3項	
3	補佐人の出頭許可通知書	内閣府聴聞手続規則第7条第2項	
4	参加人許可通知書	内閣府聴聞手続規則第4条第2項	
5	文書等閲覧・謄写許可通知書	内閣府聴聞手続規則第5条第2項、同条第3項	
6	聴聞調書等の閲覧許可書	内閣府聴聞手続規則第 12 条第 2 項	
7	聴聞期日続行通知書	行政手続法第 22 条第 2 項	
8	その他聴聞に関する通知等	-	
【弁	明に関する通知等】		
9	弁明通知書	処分手続規則第9条第1項、第20条第2項	
10	弁明の期日開催決定書	処分手続規則第10条第1項、第21条	
11	弁明の期日続行通知書	処分手続規則第16条第2項、第21条	
12	その他弁明に関する通知等	_	
【処	【処分に関する通知等】		
13	処分通知書(不服申立てをすべき行	行政手続法第 14 条	
	政庁等の教示を含む。)	行政不服審査法第82条	
		金融商品取引法第 64 条の 5 第 3 項	
		処分手続規則第5条第1項、第6条第1項	

14	外務員の職務禁止措置決定通知書/	処分手続規則第22条第1項、第23条第1項
	決定しない通知書	

2. 正会員、金融商品仲介業者又は外務員等から本協会に提出する書類

No	通知等の名称	根拠法令等		
【聴聞に関する通知等】				
1	陳述書	行政手続法第 21 条		
		内閣府聴聞手続規則第 10 条		
2	非公開の要望書	金融商品取引法第 186 条の 2		
3	聴聞期日変更申出書	内閣府聴聞手続規則第3条第1項		
4	代理人申請書	行政手続法第 16 条第 3 項		
5	代理人廃止届書	行政手続法第 16 条第 4 項		
6	補佐人の出頭許可申請書	内閣府聴聞手続規則第7条第1項		
7	参加人許可申請書	内閣府聴聞手続規則第4条第1項		
8	文書等閲覧・謄写申請書	行政手続法第 18 条		
		内閣府聴聞手続規則第5条第1項		
9	聴聞調書等の閲覧申請書	行政手続法第24条第4項		
		内閣府聴聞手続規則第 12 条第 1 項		
10	その他聴聞に関する書類	_		
【弁	明に関する通知等】			
11	弁明書	処分手続規則第8条第1項、第20条		
12	弁明の期日開催申出書	処分手続規則第10条第1項、第21条		
13	代理人申請書	処分手続規則第11条第1項、同条第4項、		
		第 21 条		
14	代理人廃止届出書	処分手続規則第11条第4項、第21条		
15	文書等閲覧申請書	処分手続規則第13条第1項、第21条		
16	その他弁明に関する書類	_		

II. 電子情報処理組織による通知等の方法

- 1. 処分対象者である正会員との間で授受する通知等
 - (1) 本協会から正会員宛てに送付する通知等
 - ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている 事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキ

ュリティが十分確保されたオンラインストレージ¹(以下「オンラインストレージ」という。)を利用して、正会員に対して当該ファイルを送信する。

- ② 正会員は、通知等を正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
- ③ 本協会からの通知等は、正正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該正会員に到達したものとみなす。
- (2) 正会員から本協会に提出する書類
 - ① 正会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して送信する。
 - ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録し「受理」を行う。
 - ③ 正会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

2. 処分対象者である金融商品仲介業者との間で授受する通知等

- (1) 本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等
 - ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている 事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者及び所属正会員に対して当該ファイルを送信する。ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者については、当該金融商品仲介業者が所属正会員に通知等の受領を委任する旨を記載した委任状を所属正会員を通じて本協会に提出し、委任を受けた所属正会員が、本協会からオンラインストレージを利用して送信された当該ファイルを代理受領して、金融商品仲介業者に送付する。
 - ② 金融商品仲介業者及び所属正会員は、通知等を金融商品仲介業者及び所属正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
 - ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者又は所属正会員の使用に係る電子計 算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者又は所属 正会員に到達したものとみなす。
- (2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類
 - ① 金融商品仲介業者及びその所属正会員は、次のi)からiii)までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。

¹ 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP(Information system SecurityManagement and Assessment Program:イスマップ)」という。)に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる(https://www.ismap.go.jp/)。

- i 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法。この場合、所属正会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提出書類の内容の報告を受けることとする。
- ii 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。)と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法。

この場合、所属正会員は、当該金融商品仲介業者から本協会宛に送信する提 出書類の内容の報告を受けることとする。

- イ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第 三項の規定に基づき登記官が作成したもの
- ロ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第八条に 規定する認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの
- ハ その他本協会が認めるもの
- iii 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法。この場合、所属正会員は、金融商品仲介業者が本協会宛に郵送した書面の内容を当該金融商品仲介業者から報告を受けることとする。
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録する (上記iii の方法による場合を除く。)。
- ③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす(上記 iii の方法による場合を除く。)。
- 3. 外務員等との間で授受する通知等
 - (1) 本協会から外務員等に送付する通知等
 - ① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により 行うことが適当と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに 記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書 面により通知等を郵送する。
 - ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する(上記①但し書きの場合を除く。)。

- ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす(上記①但し書きの場合を除く。)。
- (2) 外務員等から本協会に提出する書類
 - ① 外務員等は、次のi)又はii)のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法(本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合に限る。)
 - ii 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
 - ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録する(上記 ii の方法による場合を除く。)。
 - ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす(上記 ii の方法による場合を除く。)。

付 則

本取扱いは、2025 年 xx 月 xx 日付け「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」の一部改正の施行日(2025 年 12 月 xx 日)から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。

「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の 一部改正(案)について

> 2 0 2 5 年 10 月 24 日 (下線部分変更)

				(下脉即刀发史)
改正案		現	行	
第 3 章 雑 則	(新	設)
(電子情報処理組織による通知等)				
第 37 条 この規則において不服申立人、参	(新	設)
加人、本協会、審理員その他の当該不服				
申立ての関係者が書面等(書面、書類、				
文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ				
の他文字、図形その他の人の知覚によっ				
て認識することができる情報が記載され				
た紙その他の有体物をいう。以下同じ。)				
により行うことが規定されているもの				
(この規則において行審法に準ずること				
としている規定のうち、同法その他関連				
法令において書面等により行うことが規				
定されているものを含む。以下この条に				
おいて「通知等」という。)については、				
当該規定にかかわらず、本協会が別に定				
めるところにより、電子情報処理組織				
(本協会の使用に係る電子計算機と本協				
会との間で通知等を授受する者の使用に				
係る電子計算機とを電気通信回線で接続				
した電子情報処理組織をいう。以下同				
じ。)を使用する方法により行うことがで				
<u>きる。</u>				
2 前項の規定に基づき本協会が裁決書を送	(新	設)
付する場合、第34条に規定する記名押印				
については、当該規定にかかわらず、電				
子署名(総務省関係法令に係る情報通信				
技術を活用した行政の推進等に関する法				
律施行規則第2条第2項第1号に規定す				
る「電子署名」をいう。)をもって代える				
<u>ことができる。</u>				

改正案	現 行
3 前 2 項の規定に基づき電子情報処理組織	-7u 14
を使用する方法により行われた通知等に	
ついては、書面等により行われたものと	
みなして、この規則又は当該通知等に関	
する本協会の自主規制規則の規定を適用	
<u>する。</u>	
4 第1項の規定に基づき電子情報処理組織	
を使用する方法により行われた通知等	
は、当該通知等を受ける者の使用に係る	
電子計算機に備えられたファイルへの記	
録がされた時に当該通知等を受ける者に	
到達したものとみなす。	
付 則	
13 273	
 この改正は、令和7年 xx 月 xx 日から施	
行し、同日以降に行う通知等について適用	
する。	

「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」第37条 第1項に規定する「本協会が別に定める」の内容等について(案)

2025年XX月XX日制定

「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」(以下「不服申立規則」という。)第37条第1項に基づき、外務員等(「正会員の外務員等の処分に係る手続に関する規則」(以下「処分手続規則」という。)第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号に規定する者をいう。以下同じ。)に係る自主規制処分の不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。あわせて、金融商品取引法第64条の5(同法第66条の25において準用する場合を含む。)に基づく処分に係る外務員等からの不服申立てに関する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令その他関連法令に定めるところにより行われる。)に必要な事項についても、以下のとおり定める。

1. 電子情報処理組織による通知等の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知等とする。

1. 本協会(審理員を含む。以下同じ。)から正会員、金融商品仲介業者又は外務員等 その他当該不服申立ての関係者宛てに行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等
1	弁明書	行政不服審査法 29 条第 5 項
		不服申立規則第 17 条第 4 項
2	反論書又は意見書	行政不服審査法 30 条第 3 項
		不服申立規則第 18 条第 3 項
3	提出書類等の写し	行政不服審査法第 38 条第 1 項
		不服申立規則第 26 条第 1 項
4	裁決書(審理員意見書を含む。)※	行政不服審査法第 50 条第 1 項、同条第 2 項、 第 51 条第 2 項、同条第 4 項 不服申立規則第 34 条、第 35 条第 2 項、同条 第 3 項
5	その他不服申立てに関する通知等	-

※ 不服申立ての通知等のうち「裁決書」については、法令諸規則において記名押印を要する書面の性格上、より慎重な対応が求められることから、特段の事情のない限り、実 務運用上は当面の間、書面により行うこととする。

2. 正会員、金融商品仲介業者、外務員等その他当該不服申立ての関係者から本協会に 提出する書類

No	通知等の名称	根拠法令等
1	審査請求書及び不服申立書	行政不服審査法第 19 条第 1 項
		行政不服審査法施行令第4条第1項
		不服申立規則第 11 条
2	代表者(管理人)資格証明書、総代互	行政不服審査法施行令第3条第1項、同条第
	選書(総代通知書)又は代理人委任状	3項、第4条
		不服申立規則第6条から第8条、第 11 条
3	代表者(管理人)資格喪失届、総代解	行政不服審査法施行令第3条第2項、同条第
	任届又は代理人解任届	3項
		不服申立規則第6条から第8条
4	審査請求地位承継届出書	行政不服審査法第 15 条第 3 項
		不服申立規則第9条
5	審査請求及び不服申立取下書	行政不服審査法第27条第2項
		不服申立規則第 15 条第 2 項
6	審査請求及び不服申立取下書又は参加	行政不服審査法施行令第3条第1項、同条第3項
	の取下げに係る代理人の特別委任状	不服申立規則第7条
7	反論書又は意見書	行政不服審査法第30条第1項、同条第2項
		不服申立規則第 18 条第 1 項、同条第 2 項
8	その他不服申立てに関する書類	_

Ⅱ、電子情報処理組織による通知等の方法

- 1. 正会員との間で授受する通知等
 - (1) 本協会から正会員宛てに送付する通知等
 - ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている 事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージ¹(以下「オンラインストレージ」という。)を利用して、正会員に対して当該ファイルを送信する。
 - ② 正会員は、通知等を正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
 - ③ 本協会からの通知等は、正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該正会員に到達したものとみなす。

_

¹ 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP(Information system Security Management and Assessment Program:イスマップ)」という。)に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。https://www.ismap.go.jp/

- (2) 正会員から本協会に提出する書類
 - ① 正会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルを オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して送信する。
 - ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録し、「受理」を行う。
 - ③ 正会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

2. 金融商品仲介業者との間で授受する通知等

- (1) 本協会から金融商品仲介業者宛てに行う通知等
 - ① 本協会は、当該通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている 事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、金融商品仲介業者に対して当該ファイルを送信する。 ただし、当該オンラインストレージが利用できない金融商品仲介業者について は、本協会は書面により通知等を郵送する。
 - ② 金融商品仲介業者は、通知等を金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する(上記①但し書きの場合を除く。)。
 - ③ 本協会からの通知等は、金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該金融商品仲介業者に到達したものとみなす(上記①但し書きの場合を除く。)
- (2) 金融商品仲介業者から本協会に提出する書類
 - ① 金融商品仲介業者は、次のi)からiv)までのいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、オンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して、本協会に対して当該ファイルを送信する方法
 - ii) 金融商品仲介業者が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該金融商品仲介業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(次のイからハまでに掲げる電子証明書をいう。以下同じ。)と併せて当該ファイルを金融商品仲介業者から本協会宛に電子メールで送信する方法
 - イ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第 三項の規定に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第八条に

規定する認定認証事業者が作成したもののうち本協会が認めるもの ハ その他本協会が認めるもの

- iii) 金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を電子ファイルにし、当該ファイルをオンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して送信する方法。この場合、金融商品仲介業者が所属正会員に本協会宛の書類の提出を委任する旨を記載した委任状を提出書類と併せてオンラインストレージに登録する。
- iv)金融商品仲介業者が社印等を押印した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録する(上記iv)の方法による場合を除く。)。
- ③ 金融商品仲介業者からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす(上記iv)の方法による場合を除く。)。
- 3. 外務員等その他不服申立て関係者との間で授受する通知等
 - (1) 本協会から外務員等に送付する通知等
 - ① 本協会が外務員等に送付する通知等を電子情報処理組織を使用する方法により 行うことが適当と認める場合、本協会は、当該通知等を書面等により行うときに 記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられた ファイルに記録し、オンラインストレージを利用して、外務員等に対して当該ファイルを送信する。ただし、これに該当しない外務員等については、本協会は書 面により通知等を郵送する。
 - ② 外務員等は、通知等を外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する(上記①但し書きの場合を除く。)。
 - ③ 本協会からの通知等は、外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該外務員に到達したものとみなす(上記①但し書きの場合を除く。)。
 - (2) 外務員等から本協会に提出する書類
 - ① 外務員等は、次の i)又は ii)のいずれかの方法により、本協会に提出書類を送付する。
 - i) 外務員等が、提出書類に記載すべきこととされている事項を当該外務員等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて当該ファイルを本協会宛に電子メールで送信する方法(本協会が、外務員等からの書類の提出を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが適当と認める場合に限る。)

- ii) 外務員等が記名押印又は署名した書面を本協会宛に郵送する方法
- ② 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ 記録する(上記 ii)の方法による場合を除く。)。
- ③ 外務員等からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に本協会に到達したものとみなす(上記 ii)の方法による場合を除く。)。

付 則

本取扱いは、2025 年 XX 月 XX 日付け「正会員の従業員等に係る自主規制処分の不服申立てに関する規則」の一部改正の施行日(令和 7 年 xx 月 xx 日)から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。

「処分等に関する規則」の一部改正(案)について

2 0 2 5 年 10 月 24 日 (下線部分変更)

改正案

現 行

(処分等の通知)

第 11 条 本協会は、理事会が正会員の処分 (除名を除く。) 又は勧告を決議した場合 には、当該正会員に対して、処分にあっ てはその理由並びに処分の対象となる事 実、種類及び程度、勧告にあってはその 理由及び勧告の対象となる事実その他本 協会が必要と認める事項を記載した書面 により通知するものとする。

(電子情報処理組織による通知等)

第 13 条 この規則において本協会が書面 等により行うことが規定されている通知 については、当該規定にかかわらず、本 協会が別に定めるところにより、電子情 報処理組織(本協会の使用に係る電子計 算機と本協会との間で通知等を授受する 者の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をい う。)を使用する方法により行うことが できる。

付 則

この改正は、令和7年xx月xx日から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。

(処分等の通知)

第 11 条 本協会は、理事会が正会員の処分 (除名を除く。)又は勧告を決議した場合 には、当該正会員に対して、処分にあっ てはその理由並びに処分の対象となる事 実、種類及び程度、勧告にあってはその 理由及び勧告の対象となる事実その他本 協会が必要と認める事項を<u>文書</u>により通 知するものとする。

(新設)

「処分等に関する規則」第 13 条に規定する「本協会が別に定める」の 内容等について(案)

2025 年 XX 月 XX 日制定

「処分等に関する規則」(以下「処分規則」という。)第13条項に基づき、本協会が行う正会員の処分又は勧告に関する通知を電子情報処理組織を使用する方法により行うときに必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 電子情報処理組織による通知の対象

電子情報処理組織による通知等の対象は、以下に掲げる通知とする。

1. 本協会から正会員に行う通知等

No	通知等の名称	根拠法令等	
1	弁明通知書	処分規則 第7条第2項	
2	処分等の通知	処分規則 第11条	

2. 正会員から本協会に提出する書類

No	通知等の名称	根拠法令等
1	弁明書	処分規則 第7条第4項

II. 電子情報処理組織による通知等の方法

- 1. 本協会から正会員宛てに送付する通知
 - (1) 本協会は、当該通知を文書により行うときに記載すべきこととされている事項を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、情報セキュリティが十分確保されたオンラインストレージ¹(以下「オンラインストレージ」という。)を利用して、正会員に対して当該ファイルを送信する。
 - (2) 正会員は、通知等を正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、当該記録を行った旨を本協会に連絡する。
 - (3) 本協会からの通知等は、正会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該正会員に到達したものとみなす。

2. 正会員から本協会宛てに送付する通知

(1) 正会員は、提出書類に記載すべきこととされている事項を記録したファイルをオンラインストレージのうち本協会が認めるものを利用して送信する。

¹ 例として、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP(Information system Security Management and Assessment Program:イスマップ)」という。)に認定され、ISMAP クラウドサービスリストに登録されているサービスが考えられる。https://www.ismap.go.jp/

- (2) 本協会は、提出書類を本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録し、「受理」を行う。
- (3) 正会員からの提出書類は、本協会の使用に係る電子計算機に備えられたファイル への記録がされた時に本協会に到達したものとみなす。

付 則

本取扱いは、2025 年 XX 月 XX 日付け「処分等に関する規則」の一部改正の施行日(令和7年 xx 月 xx 日)から施行し、同日以降に行う通知等について適用する。